

本文章已註冊DOI數位物件識別碼

► 武昌蜂起前後日本の革命に対する態度と反応

doi:10.29714/TKJJ.200305.0011

淡江日本論叢, (12), 2003

作者/Author：馬耀輝

頁數/Page： 193-209

出版日期/Publication Date :2003/05

引用本篇文獻時，請提供DOI資訊，並透過DOI永久網址取得最正確的書目資訊。

To cite this Article, please include the DOI name in your reference data.

請使用本篇文獻DOI永久網址進行連結:

To link to this Article:

<http://dx.doi.org/10.29714/TKJJ.200305.0011>



DOI Enhanced

DOI是數位物件識別碼（Digital Object Identifier, DOI）的簡稱，
是這篇文章在網路上的唯一識別碼，
用於永久連結及引用該篇文章。

若想得知更多DOI使用資訊，

請參考 <http://doi.airiti.com>

For more information,

Please see: <http://doi.airiti.com>

請往下捲動至下一頁，開始閱讀本篇文獻

PLEASE SCROLL DOWN FOR ARTICLE

武昌蜂起前後日本の革命に対する態度と反応

日本語学科 アシスタント・プロフェッサー

馬耀輝

はじめに

周知のように、中華民国の成立は1911年10月10日の武昌蜂起の成功によるものであった。数千年來の皇帝を頂点とする中国の専制政体に終止符が打たれたことには、革命派が果たした役割が大きかったと言えよう。

一方、革命運動の展開は、ある意味で言えば、アヘン戦争以降、清朝の衰弱によって中国における特殊な利権と勢力範囲を獲得しただけではなく、中国の政治や社会と切っても切れない関係を持ちつつあった列強諸国への影響が大きい。言い換れば、革命運動の成否やその後の政局推移は、彼等の革命に示す態度や反応によって左右される。

本稿は即ち、蜂起前後から新政府承認に至る列強諸国、とりわけ「中国と最も密接なる関係を有する」とされる日本の革命に対する態度と反応について考察するものである。

一、武昌蜂起前後の日本

革命派の指導者である孫文はかつて、次のように述べたことがある。

当時ノ各国ノ情勢トシテ米国政府ハ支那二対して門戸開放・機會均等・領土保全ノ政策ヲ採リ、革命ニ対シテ好意ヲ有シ、英國ハ民間ニハ同情ヲ表ス者多ク政府ハ只日本ノ動向ヲ見テ決セラレ、露独両国ノ当時ノ趨勢ハ多クハ清政府ニ与スル傾キガアリ、吾党ハ之等両国ノ政府及ビ民間ト交際少ナキ為、其ノ政策ヲ変更セシムル方法無ク、日本ハ中国ト最モ密接ナル関係ヲ有シ、其ノ民間ノ志士ハ單ニ我々ニ同情ヲ表スノミナラズ、身ヲ捨テ力ヲ致シテ革命ヲ援助スル者モ尠クナカッタ。只其ノ政府ノ方針ハ實ニ測ル可ラザルモノガアリ、既往ニ於テ一度余ヲ国外ニ逐ヒ、一度余ノ上陸ヲ拒ンダ事実ヨリスルモ其ノ中国ノ

革命事業ニ対スル態度ヲ窺ヒ知ラレルガ、庚子條約後デアッタ為单独行動ヲト
リ得ナカッタモノデアリ。要スルニ中国ト最モ関係深キ、以上ノ六強國中米仏
両国ハ革命ニ同情ヲ表シ露独両国ハ革命ニ反対シ、日本ハ民間ニテハ同情ヲ表
セルモ政府ハ反対し英國ハ一般民衆ハ同情セルモ政府ノ態度ハ未定デアッタ
訳デアル。⁽¹⁾

中国の革命活動は主として日本の刺激によって起こり、また日本を根拠地として発展した。その結果、日本人の革命派に対する親近感と援助が強化されたことは言うまでもないことである。この諸点から考えれば、日本は確かに孫文の言った通り、革命派との関係が深かったと言える。

しかし、政府の態度はどうだったのか。日本政府は戊戌変法の失敗によって亡命した康有為と梁啓超、さらには革命派をも保護したことがあるが、その一方で革命を利用して廈門占領の計画を立てたこともある。

台湾総督兒玉源太郎は、1900年の義和団事件を機に、海軍大臣山本権兵衛の指示を得て、廈門占領を準備していた。その時、惠州蜂起を画策していた孫文はイギリスに援助を断わられて、転じて兒玉と接触した。廈門占領の計画を実現するために、兒玉は孫文に台湾を革命の基地とすることに応じ、武器と軍事顧問を与えようとした。しかし、同年9月26日、山県有朋に代わって、伊藤博文内閣が登場した。列強が介入すると見て反対した伊藤の態度によって、その軍事的な準備は停止された。革命派の台湾における指導部は廃されて、孫文も追い出された。無論、武器と軍事顧問の援助とは水泡に帰して、惠州蜂起も失敗に終わった。⁽²⁾

その後、日本政府の態度はますます厳しくなった。1906年、中国人留学生の活動を制限する文部省の規則、さらには、孫文が1907年に日本政府に追放されて、1910年には日本上陸を拒否されたことは、その一例である。

日本の民間にも同情がある一方、それも単純に利他的ではなく、中国南部に対する関心という考え方も働いていた。例えば、有隣会（明治44年、小川平吉と

(1) 外務省調査部『孫文全集』（原書房、昭和42年8月）646 - 647頁

(2) 張玉法『中国近代史論集3辛亥革命』（聯經出版公司、1987年7月）419 - 421頁

内田良平の発議によって組織された中国革命援助の政治結社)の一員である伊東知也は、明治40年雑誌『黒竜』に「南清經營の急務」と題する論文を発表した。その中には次のような内容がある。

是レ南清一帯ノ利源遠ク北方ニ優リ、交通運輸ノ便亦同日ノ論ニ非ズ、風氣ノ開発進取的氣象ニ富メル南清土人ハ、其事理ヲ解スル四百余州ニ冠タリ、革命党ノ根拠地トシテ風雲ータピ到ラバ、形勢測ルペカラザルモノアル事等ノ諸因ニ帰スルモノモ如く…而シテ我国人ノ掌裡ニ帰スル事業ヲ挙グレバ、郵船、商船、三井物産、正金銀行、台灣銀行ノ支店ヲ除キ、僅カニ三五公司、潮汕鉄路ノ受負等ニ算スルニ過ギズ、而カモ此等ノ航海業ヤ、商業ヤ之ヲ彼ノ列強ノ夫レニ比スルニ微々宵壤モ啻ナラザルナリ。豈忸怩タラザルヲ得ンヤ。⁽³⁾

このような考え方には、革命派が蜂起して、揚子江一帯をその支配下に置くかに見えた時にいよいよ表面化して、革命援助論となって現れたのである。

二、清朝援護と立憲君主制への執着

ところで、武昌蜂起に対する列強諸国の最初の反応は、軍艦の派遣であった。まずイギリス海軍の援助、そしてドイツの砲艦派遣に続いて、日本政府も長江方面への軍艦6隻の増派を決定した。⁽⁴⁾ 1911年11月中旬には、合わせて51隻の外国軍艦が中国の領水に入った。⁽⁵⁾ 武力干渉は一触即發の状態に瀕していたと言える。

しかし、義和団事件後に締結された北京議定書には、列強の共同行動という規定があり、フランス領事が干渉に賛成しなかったので、列強による共同の武力干渉は不可能となった。一方、革命軍の挙兵後の整然とした行動を示した事実に鑑み、列強は厳正中立を唱えて、武力干渉に乗り出さないと約束した。

日本は終始他の列強とともに中立を唱えてはいたが、清国事変と満州における

(3) 曽村保信「辛亥革命と日本の輿論」『法学新報』63巻97号140-141頁

(4) 外務省『日本外交文書 清国事変』(外務省、昭和36年1月) 46-47頁

(5) 余繩武「辛亥革命時期帝国主義列強之侵華政策」湖北省哲学社会科学学会連合会『辛亥革命50周年記念論文集』(中華書局、1962年) 232-233頁

日露の利益問題について、ロシアと相互に意見を交換した。結局、両国は清朝の倒壊を希望しないという同じ立場に立って、中国における双方の利権をできる限り拡大しようと考えていたのである。⁽⁶⁾

ところで、革命勃発後の日本政府が採った最初の対応とは何かと言えば、清朝への軍事援助であった。

10月13日、伊集院彦吉公使は林權助外相に、清朝陸軍部から日本に対して武器弾薬を購入したいとの依頼があったことを報告した。⁽⁷⁾ この購入をめぐる交渉が行われている間、米国駐在の内田康哉大使が外相に就任した。16日伊集院に対し、日本政府は、清朝に武器弾薬を提供することにしたので、清朝側もこの好意に鑑み、対日姿勢を改善し、満州における日本の地位を尊重するように仕向けるようにと打電した。⁽⁸⁾ こうして23日、泰平組合代理店大倉洋行と清朝陸軍部との間に売買契約が成立した。⁽⁹⁾

ところで、10月24日、日本政府は対清政策について閣議決定を行なった。その内容が示しているように、日本政府は密かに清朝を援助しながら、他の列強と協調して利権拡大の好機の到来を待つという二面的な方策を探った。⁽¹⁰⁾ そして清朝が革命軍を鎮圧できず、再び袁世凱を起用する時期に至り、日本は今度、革命軍と接触して軍事援助を与えた。

軍事援助のみならず、革命勃発以降、日本は積極的に立憲君主制を支持し、その実現に異常な執着心を示していた。

革命勃発後の情勢の変化に鑑み、狼狽した清朝は11月3日、19箇条からなる憲法重大信条を発表する一方、当時河南に隠退していた実力者袁世凱の出馬を求めた。袁は計画的に辞退したが、11月1日、袁を総理大臣に起用する上諭が出され、これを受けようやく13日北京に入り、16日には新内閣を組織して総理大臣となった。この過程で、列強諸国は袁の出馬に対して、外交的な支持を与えただけではなく、借款の供与で財政面での援助を提供し、さらに袁と革命軍との間に介在して双方の休戦と講和をも斡旋した。

(6) 前掲『日本外交文書 清国事変』495-498頁、角田順『満州問題と国防方針』(原書房、昭和42年6月) 747頁

(7) 前掲『日本外交文書 清国事変』134頁

(8) 前掲『日本外交文書 清国事変』135-136頁

(9) 前掲『日本外交文書 清国事変』138-140頁

(10) 前掲『日本外交文書 清国事変』50-51頁

北京政局における一連の事態推移を見守っていた日本政府は、清国援護問題に関する日本の対応と北京政府が全面的に日本を信頼するように仕向けることを伊集院公使に訓令した。⁽¹¹⁾ 11月18日、伊集院公使は袁との会談の席で、根本的な時局解決策として政体論を取り上げた。同公使は、結局立憲君主により全国統一を図ること万全な策であるということを主張した。⁽¹²⁾

同じ頃、清朝は憲法信条19箇条を発表した。こうした情勢を見て、内田外相は日本がイニシアティブを取って、立憲君主制の採用により清朝の騒乱を鎮めるために列強に協力を求め、まず同盟国のイギリスに呼び掛けた。

つまり、満清政府が独力で秩序を回復する望みはほとんどない。一方、革命軍による動乱が統けば通商貿易に対する阻害は無論、「排外的傾向ヲ起生シ、義和團事件ノ当時ヲ再現スルニ至ルコトモ計り難い」。それで、「(前略) 帝国政府ノ所見ヲ以テスレバ、清國ノ今日ニ應ズベキ最良ノ方策ハ共和説ノ如キ實地ニ疎キ空論ヲ放棄スルハ同時ニ滿州朝廷專權ノ弊ヲ去リ、大イニ漢人ノ權利ヲ重ンジ、滿州朝廷名義上ノ統治ノ下ニ實際上漢人ニ依レル政治ヲ行フノ外ナカルベ」⁽¹³⁾ しことあることである。⁽¹³⁾ しかし、こうした日本の事態收拾の試みは、イギリス公使ジオルダンと袁世凱との間で密かに行われていた講和の話し合いによって、先を越されることになった。

12月18日から開催された官革講和会議では、中国の政体をいかにするかという問題が最大の争点となった。講和の過程において、イギリスを始めとする列強は政体の問題より、南北統一後も袁世凱が政権を保持することに大きな関心を寄せた。例えば、12月26日イギリス外相Greyはジオルダンに出した電報の中で、次のように述べた。

我々は統一された強い中国を期待しているが、どのような政体を取るかということについては、中国人民に委ねる。⁽¹⁴⁾

同じ頃、日本は元老会議を開いて、依然として立憲君主制を堅持しており、更

(11) 前掲『日本外交文書 清国事変』164頁

(12) 前掲『日本外交文書 清国事変』379頁

(13) 前掲『日本外交文書 清国事変』383頁

(14) 前掲「辛亥革命時期帝国主義列強之侵華政策」250頁

に裏面工作によって革命軍の意見を緩和し、立憲君主制による妥協を成立させるために、革命軍の有力者に対し非公式の勧告を行なった。⁽¹⁵⁾ しかし、官革講和会議において、双方は、政体問題は国民議会によって決定するという一致した見解に達した。イギリス公使がその案に賛成し、イギリス政府も同じ意向を表明したため、日本もこの問題を成り行きに委ねざるを得なくなつた。⁽¹⁶⁾

三、新政府承認問題における主導的な役割

政体問題に継いで、列強の中国新政府承認問題が浮上した。1912年1月1日孫文を臨時大総統とする南京臨時政府が成立した。この結果、袁世凱と列強が主導していた南北講和は失敗に終わり、列強は直ちに南方政府に対して非難を加えた。⁽¹⁷⁾ 当然、南京臨時政府の中華民国承認の要請に対して、何等の回答も発せず、不間に付した。

官革講和会議は事実上決裂したが、官革の双方は依然として清朝の皇帝退位や共和制などの問題に関して交渉を続けていた。その結果、双方の折衝によって、宣統帝の退位、共和制への移行、袁世凱による臨時共和政府の組織について、約諾することになった。

そして1912年2月12、清朝の統治が終わり、共和国が成立した。その後、孫文は、臨時大総統を辞任して、袁世凱を候補者として推薦した。袁は北京の暴動を事由として南京での臨時大総統就任に応じなく、結局、彼の希望通り北京において就任式が行われた。こうした経緯により、中国ではようやく3月10日に統一共和政府が成立した。

しかし、この政府が初めて日本、イギリス、フランス、ドイツ、ロシア及び他の諸国の承認を得たのは、1年も経った1913年10月6日の国会で袁世凱が正式に大総統を選挙された後であった。一体なぜ列強は承認を1年余りの後に引き伸ばしたのか、の理由は自国の利権確立のためだと言えるであろう。⁽¹⁸⁾

(15) 前掲『日本外交文書 清国事変』454 - 457頁

(16) 前掲『日本外交文書 清国事変』457 - 458頁

(17) 前掲「辛亥革命時期帝国主義列強之侵華政策」250 - 254頁

(18) 守川正道「アメリカの民国政権承認問題」小野川秀美・島田虔次『辛亥革命の研究』筑摩書房、昭和53年1月) 425頁

袁世凱が北京で臨時大総統に就任する以前に、日本はすでに列強に先駆けて、新政府承認問題について、列強の共同行動を強調して外交面で指導的な役割を果たした。1912年2月21日、内田外相は主要な在外大使館に宛てて、承認の共同歩調、更に新政府が中国における列国の共通の権利と利益を十分に擁護すること、保障することを承認の条件とするというような提議を出した。⁽¹⁹⁾

この電報に対して英米露三国に駐在する日本大使がそれぞれの国の政府と接触して、その結果を報告した。米国政府は、承認問題に関心を示し、承認が不当の遅延を招かない限り、原則として日本の提案に賛成すると回答した。そして2月29日、米国下院では、合同決議が成された。⁽²⁰⁾ この決議は、米国が中国新政府承認問題において、同情的で且つ早期承認を求める積極的な態度を持っていることを明らかにするものであった。

しかし、米国の早期承認の動きに対して、ロシアは承認条件に日露両国の特殊権益承認を加えようとした。本野一郎駐露大使の報告によれば、ロシア政府は承認の代償として、中国における権益の強化拡張に関する追加要求を行なうと提議したという。⁽²¹⁾

さらに、3月6日、ロシア政府は、新政府の承認に当って、日本政府の提議に従って、列国と共同行動を取ると共に、北満州、モンゴル及び中国西域における特殊権益の擁護については行動の自由を留保するという訓令をドイツ、フランス、イギリス、米国各国に駐在する自國大使に発して、これを駐在国に知らせると命じた。各国はこれに対して、同意を表明した。⁽²²⁾

その後、袁世凱は臨時大総統に選出され、北京で就任した。6月29日、陸徵祥が国務総理に任命され、翌日、陸総理が列国政府首相に対し、中華民国の承認を求めた。更に7月12日、北京政府は「条約遵守ニ関スル大総統ノ命令」（この中では、清朝が結んだすべての条約の遵守が記されている）を発し、列国の承認の受け入れを促す前提条件を整えた。

しかし、承認問題に対して積極的な行動をとっていた米国を別とすれば、日英

⁽¹⁹⁾ 前掲『日本外交文書 清国事変』609 - 610頁

⁽²⁰⁾ 入江啓四郎「辛亥革命と新政府の承認」神川先生還暦記念会『近代日本外交史の研究』（有斐閣、昭和31年8月）247頁

⁽²¹⁾ 前掲『日本外交文書 清国事変』612頁

⁽²²⁾ 前掲「辛亥革命と新政府の承認」252頁

露三国は依然として、承認は時期尚早と判断して協調と相互の打合せを進めていた。7月8日、日露両国は第三回日露秘密協約を結んだ。それによって、東西内蒙古における双方の特殊利益地域が定められ、両国共同の当該地域における地歩が一層固められた。⁽²³⁾他方、イギリス政府の反応としては、7月14日Sir C ongham Green駐日大使から内田外相に宛てた書簡の内容があげられる。それには「代表的国民議会ガ憲法ヲ確定的二制定シ、且右憲法ノ条ニ準拠シテ大統領ノ選挙ガ無滞完了スルニ至ル迄ハ、英國政府ニ於テハ支那共和国承認問題ニ對シ考量ヲ加フルコトスラ之ヲ難シトスル所ナル旨」⁽²⁴⁾が述べられている。

従って、7月20日に米国国务院が日本、イギリス、ドイツ、フランスなどに駐在する自国大使に訓令して、駐在国政府に早期承認の意向を照会した際、いずれの国も、中国の事態は未だ安定していないから、正式承認をなすには適しないと回答したのである。⁽²⁵⁾実際、承認問題について、英露両国が米国政府と同調しなかった背景には、両国がそれぞれの目的を持っていたという事情が存在していた。

1912年8月30日、ドイツの「フランクフルター・ツァイトウグ」は所載の「チベット問題」の中で、「頃者北京駐劄英國公使ジョルダン氏は支那政府に覚書を送り曰く、支那政府は中華民国の承認を求むるに先ち、英國と新たに西藏（チベット）に関する条約を締結せざるべからずと、這般英國の措置危機なるは一見明白にして、英國は中華民国承認問題と、事単に自國のみに関する西藏問題とを混淆するに外ならず」⁽²⁶⁾といふイギリスの目的を指摘した。

このイギリスの行動に対して、ロシアもこれに倣うことを考えた。9月10日、ロシアの「ノーヴォエ、ヴレーミヤ」所載の「英國の対藏方針」の中で、「此場合露国も亦若しモンゴルの独立を主張する能はずんば、少なくとも英國のチベットに於けるが如く、モンゴルにおいて行動せざるべからざるに、我外交の蒙昧なる全く之と反対の行動に出て、千八百八十一年の彼得堡条約（サンクト・ペテルブルグ条約）を更に十年間有効と認むるの愚を敢してたり」⁽²⁷⁾という内容が述べら

(23) 鹿島守之助『日本外交史9』（鹿島研究所出版会、昭和45年12月）172-173頁

(24) 外務省『日本外交文書 第45巻第二冊』（外務省、昭和38年12月）14頁

(25) 前掲「辛亥革命と新政府の承認」258頁

(26) 東亞同文会調査編纂部『歐米人の支那観』（大正7年9月）835頁

(27) 前掲『歐米人の支那観』843頁

れている。

ところで、同日にロシア駐在の本野大使は内田外相に宛てた電文の中で、ロシア政府がその条約の改訂、またその効力を十年間延長すると宣言したのはこれを以て承認の先決問題としたものだと報告している。

この報告で同大使も以下のように述べている。ロシア政府には、条約の改訂その他承認条件として自国の利権を増進する意図があつたが、日本以外の列国の態度に配慮して正式の提議を控えていた。しかし、今度イギリス政府が承認の前提条件としてチベット問題を提起したので、ロシア政府もこれに乗ずる時機が到来したと判断したと考えられる、というのである。

さらに本野は、日本としても予めロシア政府が提議しているように、中国政府承認に先立って関東州の租借及び南満州鉄道条約の期限延長のような地方における利権を要求し、これを機に決定しておくことが将来のため得策であろうと進言した。⁽²⁸⁾

本野大使のこの提案は翌年の8月に発生した袁州・漢口・南京三事件の要求条件としてほぼ同じ内容のままで再び持ち出された。その三つの事件とは、北軍（袁世凱に所属する部隊）が袁州と漢口に駐留していた日本軍人に対して不法監禁や暴行などを加えたことと、南京で日本商人を惨殺して、その商店を掠奪したことである。日本政府は直ちに中国側に厳重抗議をしたのみならず、直接責任者の処罰、当該軍隊の最高指揮官の陳謝、中国政府の陳謝、更に江蘇都督張勲の免職を突き付けて、中国側の全面的な受諾を要求した。

しかし、9月17日、牧野伸顕外相は中国駐在の山座円次郎公使に張勲免職の早急実行の見込みがなければ、それに代えて新条件を提出すると打電した。⁽²⁹⁾ その新条件の主な内容は即ち、関東州の租借年限を更に九十九年間延長すること及び四平洮南線、洮南熱河線、南満鉄道と洮南熱河線との連絡線、開源海龍線など五本の鉄道に関する譲与の承諾である。

このようにして、日英露三国は新政府に関して、それぞれの交換条件を出して、中国側にこれを強要していた。こうした利権の保持と拡大の真の目的は1913年4月19日に日本が北京政府に対して提出した第二回提案の中で見られる。つ

(28) 前掲『日本外交文書 第45巻第二冊』22頁

(29) 外務省『日本外交文書 大正二年第二冊』(外務省、昭和39年9月) 505頁

まり中国の事態平静の形勢が続く見込み、且つ中国が条約及び慣行に基づく従来の国際責務を遵守する疑念のない場合に至れば、列国はなるべく同時に中国政府の承認を行なうという内容である。米国を除く列強はこの提案に賛成した。⁽³⁰⁾

他方、米国は5月2日、正式に中華民国の承認を通告した。この米国による単独承認は他の関係国政府を刺激したけれども、従来の各の方針を変更するには至らなかった。要するに、新政府承認に伴う中国の国際責務遵守問題は列強が最も関心を寄せていたことであった。結局、承認の条件として、中国の国際責務の遵守に関する大総統の声明案が提起された。そして、この声明案をめぐるジョン・ダーリング公使を中心とする列国側と中国側との交渉及び折衝が行われた。6月初、日英両国政府と中国政府の意見は一致を見たが、日本は声明案の件は大総統選挙の行方が明らかになるまで、関係国に明示しないことが得策だと考えて、この公表の留保を提議し、イギリス政府もこれに同意した。⁽³¹⁾

一方、宋教仁暗殺事件と国会を無視した借款の強要のため、国民党（同盟会を改組したもの）は袁世凱批判を強めてきた。袁は議会における国民党の勢力を弱めようとした。結果的に南北双方の決裂は不可避となって、国民党を第二革命、つまり袁を討伐する戦争に導いた。しかし、7月中旬から9月初めにかけての僅か一ヶ月余りの間に、南方軍は袁の北方軍に平定されてしまった。このようにして、列強の借款を受け入れて実力を強化した袁世凱は反対勢力を一掃して、正規の大総統の地位に近づいていった。

他方、列強は帝国主義的支配を承認する清朝に代わる強力な安定政権が徐々に形成されつつあることに鑑み、共同行動による集団的承認に合意した、9月27日と30日の会議の場で、列強は中国側の声明案について討議した後、10月2日の会議で、修正された声明案を満場一致で可決した。

本大総統ハ前清国政府及ビ中国臨時政府ガ各外国政府ト訂スル所ノ一切ノ
条約協約公約ハ必ズ当サニ恪守スヘク前政府ガ外国会社人民ト締結シタル正
当ノ契約モ当サニ恪守スヘク又各外国人民ガ中国ニアリテ國際條約及ビ国内
法律並各項成案成例ニ依リ享有セル権利特權免除等モ亦切実ニ承認スヘキコ

(30) 前掲『日本外交文書 大正二年第二冊』26頁

(31) 前掲『日本外交文書 大正二年第二冊』45頁

このようにして、辛亥革命勃発から正式的な政府の成立にかけて、列強が革命派に財政面或いは政治面での圧力をかけて、袁に政権を掌握させ、中国における利権の占有と拡大の保証を公式に得ることに成功した。10月6日、袁は国会で大総統として正式に選ばれた。同日、日・英・仏・露を始めとする諸外国は一斉に北京政府の承認手続きを取った。

四、満・蒙における日本の動き

辛亥革命に際し、列強は中国本部においては武力による干渉には乗り出さなかったけれども、辺境への進出活動は活発していた。とりわけ日英露三国は清朝の倒壊と新政府の弱体とに乗じて、自らの唱えた厳正中立政策に反して、満州、チベット、外モンゴルにそれぞれ勢力と利権を大いに拡張した。

日露戦争以来、日本の大陸政策の一課題として達成されるべきであったのは、中国の満州における権益を更に強化することであった。⁽³³⁾ その機会は辛亥革命の勃発によって到来した。

1911年10月24日、日本政府は革命に関する最初の閣議を開いた。この閣議では、満州の租借地の期限を延長し、鉄道に関する諸問題を解決すること、更に進んでその地域に対する日本の地位を確定した上で、暫く現状を維持し、好機に際して漸次に利権を増進することに努め、満州問題の根本的解決に当たって日本に最も有利で、十分に成算のある機会を待つことが決定された。⁽³⁴⁾

しかし、1911年末から1912年初にかけて、中国の動乱はイギリスのニアシティップによって收拾されたために、日本の要求が実現しなかったことが明らかになった。一方、内閣の措置に対して、山県有朋、寺内正毅を代表とする軍人らは不服を唱え、その不十分さと無為とを批判した。⁽³⁵⁾ 軍部にも「支那分割策」が現れ、中国での実行に移そうとするものがいた。例えば、参謀本部第二部長宇

(32) 前掲『日本外交文書 大正二年第二冊』65頁

(33) 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』(東京大学出版会、1978年11月) 89頁

(34) 前掲『日本外交文書 清国事変』50頁

(35) 前掲『日本陸軍と大陸政策』92-94頁

都宮太郎は、革命勃発直後の10月15日、後の陸相上原勇作に対して、「対支那私見」を提出した。

それによれば、日本が中国をその支配下に置くことは不可能である以上、欧米列強がそのような行動を取ることを阻止しなければならない。このためには、「支那保全」が必要であるが、現状のままの「保全」は日本の観点から見ると、中国の国土の広大さと人口の膨大さとのゆえに、極めて困難である。そこで、いくつかの独立国に分割して「保全」することが望ましい。さらに「満漢二族」を南北二国家に分立して、双方に対して援助を与え、時期を見て両者を調停しながら調停の報酬として満州問題を解決して、特殊関係を結び、一方は保護国、一方は同盟国とする。仮に列強によって中国分割が成された場合には、日本は南北に一つずつ「小朝廷」即ち傀儡政権を樹立する。⁽³⁶⁾

この日本軍部における中国分割の要望や執着の表出したものとして、軍部が積極的に満州において策動した二事件が挙げられる。その第一は、革命党員王国柱を操縦して、南満州の秩序を搔き乱し、これを派兵の口実としようとする謀略であった。

奉天駐在の小池張造総領事は11月8日、内田外相に宛てた電報の中で王国柱に対して満鉄総裁中村是公から若干の運動費が交付された形跡があると報告した。⁽³⁷⁾ 小池は11月11日の電報で、王に付随する満鉄社員（藤郷秀樹、谷村正友ら）の談話により、中村が寺内の命令により王を操縦しつつあるということが明らかになったと述べている。⁽³⁸⁾ 11月13日、西園寺公望首相は中村に注意喚起の電報を打電した。翌日内田外相から小池に送られた電報によれば、中村は革命党員操縦などの行動を成したことがないと総理大臣に述べたという。

しかし、奉天に着任した落合謙太郎総領事は小池前総領事より次のような情報を入手したと報告した。即ち、刑事の訊問に対して、谷村正友は「同人等ハ常ニ北満地方ニ在リテ東清鉄道ニ対シ列車故障貨物紛失ノ事故ヲ惹起セシムル任務ヲ總裁ヨリ命セラレ居ル」⁽³⁹⁾ と述べたというのである。この事件は、日本側が王に

⁽³⁶⁾ 上原勇作関係文書研究会『上原勇作関係文書』（東京大学出版会、1976年3月）
55 - 57頁

⁽³⁷⁾ 前掲『日本外交文書 清国事変』264頁

⁽³⁸⁾ 前掲『日本外交文書 清国事変』265頁

⁽³⁹⁾ 前掲『日本外交文書 清国事変』270頁

満鉄附属地より立ち去らせ、また中村満鉄総裁に叱責して、奉天を退去させる処置を取ったことによって終了した。

第二の事件とは即ち、陸軍の一部の軍人と大陸論者の川島浪速などが清朝の肅親王の擁立を目的とした満蒙独立運動である。

川島は早くから中国問題に精通しており、清朝の官界で活躍して、特に肅親王と親しく交わっていた。彼は革命側の蜂起が仮に成功したとしても、決して中国は統一され、再生する国家とはなりえないとかねてから考えていたので、革命に重点を置かずに中国問題を解決する方策を模索していた。その方策として、次の主張があげられる。

即ち、中国人は爛熟腐朽した民族であり、砂の如きな存在である。決して強固な団結体を形成するものではない。さらに、中国人の利己的観念によって、その統一を計ることは著しく困難である。こうした状況を自然のまま放置すれば、中国は列強による分割の運命を辿るに違いない。とすれば、日本がもしその勢力を大陸で発展させようと動けば、白人国家が連合して逆襲してくるような状態に至り、或いは仮に袁世凱が中国の秩序を回復したとすれば、満蒙における日本の利益を扶植する余地のない状態に到達するであろう。また、いったん日本が武力で圧力をかければ、中国は実力の不足を補うため、諸外国の力を借りて日本を牽制する策を取るであろう。これにより、満蒙問題の処理は一層困難になると予想できる。「だから、日本は実力を支那の領土の上に確立しておいて、何んな変徵が起こっても、常に優勝の地歩を占め東方の主人公たる実力を發揮しなければならない。それには先づ日本は満蒙に拠って鞏固な足場を築き上げるのが急務である」⁽⁴⁰⁾ と彼は述べた。

この中国問題を解決する立脚点は、日本人が満蒙人を指揮して、自動的に中国本土と分離させ、一つの組織ある国家を建設することにある。満蒙が独立すれば、中国本土と対抗することになるに違いない。そして満蒙はこの対抗の激化に伴って、ますます日本に頼らなければならない結果になるであろう。数年の中に、日本は満蒙に実力を確保することができるはずである。⁽⁴¹⁾

こうした考え方と主張に基いて、川島は辛亥革命勃発の直後、自らの構想の実

⁽⁴⁰⁾ 会田勉『川島浪速翁』(文粹閣、昭和11年3月)159 - 161頁

⁽⁴¹⁾ 前掲『川島浪速翁』162頁

現に着手し始めた。彼はまず、朝鮮に渡って寺内正毅朝鮮総督に予備軍人の満州への繰出しを依頼した。その後、北京に帰った彼は伊集院公使と会見して、南北両分策を提出して、公使の賛成を得た。⁽⁴²⁾

一方、北京の清朝政府は袁世凱の出馬による時局の収拾を決定した。その当時、北京において、伊集院公使を始めとする日本の代表や機関はほとんど袁に好意を持っていた。川島はこれに反対して、袁世凱排撃を計画したが、失敗に終わった。その後、彼は満州での肅親王擁立工作とモンゴルでの喀喇沁（カラチン）王の挙兵工作、更に両者からなる満蒙王国の樹立工作へと活動の中心を移した。

12月6日、川島は、福島安正参謀次長に、モンゴルの喀喇沁王がその領土全部を抵当として二万両を借りようとし、横浜正金銀行北京支店に申し込んだことを伝えて、政府がこの借款に賛成と正金銀行本店への貸出しの勧告とを約束した旨を力説した。⁽⁴³⁾ 無論、この借款がモンゴルでの挙兵のためであることは、北京と日本との往復電報から明らかである。

1912年2月2日、内田外相はその借款に関する電報を伊集院公使に出した。その内容から、借款の目的が満州における利権拡大という点にあることは、明白である。

在貴地高山（公通）大佐及ビ川島ヨリ參謀本部ヘ宛テ蒙古（モンゴル）挙兵ノ実行ハ着々其歩ヲ進メ喀喇沁王ハ數日内ニ北京ヲ引キ上クヘク決心セリ（三万発ノ弾薬昨日受理運搬セリ）…（中略）…トノ電報アリタリ帝国政府ニ於テハ内蒙古東部ト南満州トノ間ニ存在スル密接ナル關係ニ鑑ミ該地方ニ何等ノ利権關係を付ケ置ク方万ノ場合ノ為有利ナルヘシト思考シ…（後略）。⁽⁴⁴⁾

このようにして、ちょうどその頃北京に派遣された高山公通大佐の外、川島は多賀宗之少佐、松井清助大尉などと後から赴任してきた木村直人大尉の助力を得て、満蒙独立計画を開始した。その一つは高山、松井、木村の保護によって、肅親王と喀喇沁王、巴林王を北京から脱出させることである。もう一つは多賀が武

⁽⁴²⁾ 前掲『川島浪速翁』114頁

⁽⁴³⁾ 前掲『日本外交文書 清國事変』365頁

⁽⁴⁴⁾ 前掲『日本外交文書 清國事変』366-367頁

器弾薬を調達して、満州において松井に交付し、その後喀喇沁王府に行って武器到着と共に挙兵することである。⁽⁴⁵⁾

肅親王とモンゴル王公らの北京脱出は無事に成功した。川島も肅親王の家族一行と一緒に2月13日に旅順に到着した。⁽⁴⁶⁾

2月18日の電報によれば、彼は奉天の趙爾巽総督が共和旗を掲げたことは單なる一時的な現象に過ぎず、川島一派の行動は何等の阻害なく進みつつあること、いろいろな準備の都合上、時機が熟するまで共和旗を放置しておき、独立宣言と挙兵の実行の時を期してそれを撤去する計画であること、こうした点について参謀本部に安心させるための旨を述べたという。⁽⁴⁷⁾

しかし、モンゴルから来た松井が多賀より武器弾薬を受け取って、モンゴルへの輸送を続いている最中に、輸送隊は阻止に来た趙総督の軍隊と激しく戦う結果となり、多数の死傷者（松井の重傷を含む）を出した。更には輸送隊の他のメンバーは趙総督の軍により逮捕された。武器弾薬も破棄された。⁽⁴⁸⁾

一方、奉天の落合総領事は2月21日、高山、川島らの奉天挙事について内田外相に報告した。⁽⁴⁹⁾翌日、内田外相は落合に「宗社党（肅親王を含む皇族と大臣らが清朝の存続を努めるために結成した団体）関係日本人適当ニ取締アリタキ件」の電報を出した。⁽⁵⁰⁾もう一方、川島も参謀本部の福島次長から至急帰朝という内容の電報をもらった。川島は東京へ向かい、福島から政府の閣議で満蒙独立運動のような行動は一切差し止めることになったと言い渡された。川島は日本の国策として満蒙独立の必要を力説した。しかし、福島は自分も同じ意見を持ってはいるが、自分は閣議決定を川島に伝える役目を命じられたに過ぎず、議論があれば、外相の所へ行って述べてもらいたいと言った。

そこで、川島は内田外相を訪問した。川島は自らその実現のため奔走してきた大事業を断念することは耐え難いことだと感じており、またこの事業の放棄は日本にとっても大損害だと固く信じ切っていたので、外相と激論を交した。結局、中国の状況が変化し、列国間の借款も成立に動いたため、満蒙で事を起こすと国

⁽⁴⁵⁾ 前掲『川島浪速翁』163頁

⁽⁴⁶⁾ 前掲『日本外交文書 清国事変』223頁

⁽⁴⁷⁾ 前掲『川島浪速翁』156頁

⁽⁴⁸⁾ 黒龍会『東亜先覚志士紀伝』（原書房、昭和41年6月）325-346頁

⁽⁴⁹⁾ 前掲『日本外交文書 清国事変』351頁

⁽⁵⁰⁾ 前掲『日本外交文書 清国事変』352頁

家の体面によくない、といった外相の強い態度で、川島は、肅親王の旅順における生活を永久に保護すること、従来の連絡を保持する必要上、川島の同志達を満蒙各地に配置しておくことに対して日本政府が絶対に干渉を加えないことを条件として、やむをえず閣議決定に服した。⁽⁵¹⁾

こうして、辛亥革命を契機として計画された満蒙独立運動は、中止の結果になったが、満州に対する謀略は第二次満蒙独立運動などによって、更に継続された。辛亥革命による動乱に乘じた満蒙分割の試みは実現しなかったけれども、朝鮮と満州の国境を通過する鉄道貨物の関税の軽減（1913年5月29日）と新政府承認の条件とした「満蒙鉄道借款大綱」の公文交換（1913年10月5日）によって、日本は満州方面で利権を着実に拡大しつつあった。⁽⁵²⁾

結び

以上のように、武昌蜂起前後日本の革命に対する態度と反応を考察した。「中国と最も密接なる関係を有する」とされる日本は、確かに孫文の「其ノ民間ノ志士ハ単ニ我々ニ同情ヲ表スノミナラズ、身ヲ捨テ力ヲ致シテ革命ヲ援助スル者モ尠クナカッタ」といった言葉の通り、革命派との関係が深かった。しかし、その革命援助論の背後には、中国における日本の利権や勢力の拡張に関心があったのも紛れもない事実である。

一方、日本政府は、状況によって革命派に、或いは清朝に援助を与えたりして、二面的な態度を示していた。そして、政体問題が官革間の争点となると、日本政府は袁世凱及び同盟国のイギリスに働きかけて、革命勃発後の時局解決策として、立憲君主制の採用へと持っていくこうとしたが、うまくいかなかった。

しかし、続いて浮上してきた新政府承認問題において、日本政府は外交面で主導的な役割を果たすことに成功した。早期承認の態度を取ったアメリカ以外の列強諸国が新政府の承認を革命勃発から一年余りの後に引き伸ばした真の目的は、袁世凱政権の成立による利権の保持・拡大の保証を得ることにあった。

⁽⁵¹⁾ 前掲『川島浪速翁』164 - 167頁

⁽⁵²⁾ 郭廷以『近代中国史綱』（香港中文大学出版社、1980年）441 - 442頁。即ち、四平洮南線・開原海龍線・長春洮南線・洮南承德線・吉林海龍線五本の鉄路建設権の獲得である。

中国本部における列強諸国の武力干渉が発生しなかったが、日英露三国は辺境への進出に動いていた。日本の場合は、軍部が南満の秩序攪乱と満蒙独立運動を計画した。いずれも中止の結果になったが、後に満州国境の関税軽減及び、新政府承認の交換条件として獲得した鉄路建設権によって、日本の満州における利権は確かに拡大した。